

## 神戸海星女子学院大学 退職金規程（第5条・第6条・第7条抜粋）

（退職金の支給時期）

**第5条** 退職金は原則として退職の日から14日以内に支給するものとする。ただし、退職金の支給制限事由の有無又は遺族等の受給資格について調査を要する場合には、これに要する期間支払いを留保することがある。

（退職金の支給方法）

**第6条** 退職金は、通貨で直接本人に支給する。ただし、本人が同意した場合は、銀行振込その他法令で認められた方法で支給するものとする。

2 職員が死亡により退職した場合の、退職金は遺族に支給する。遺族の範囲及び受給者としての順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

3 本条第2項にかかわらず、退職金請求権発生後において受給前に職員が死亡した場合は、退職金は相続財産として扱われ、遺産相続人に相続される。

4 本条第2項及び本条第3項にかかわらず、死亡退職金あるいは退職金請求権発生後において受給前に職員が死亡した場合の退職金の相続あるいは遺贈について、死亡した職員による法律的に有効な遺言が存在する場合は、死亡退職金あるいは退職金は相続財産として扱われ、遺言の内容に従い相続あるいは遺贈される。

（退職金の支給制限）

**第7条** 職員が懲戒解雇に処せられたときは、退職金の全部又は一部を支給しない。また、退職後の場合であっても、在職中の行為が懲戒解雇事由に該当すると判明した場合、退職金の全部又は一部を支給しない。この場合、既に支払っているものについて、法人は返還を求めることができる。

2 職員が刑事事件に関し起訴され、その判決の確定前に退職した場合は、理事会で判断し決定する。